様式第１号（第２条関係）

（表）

年　　月　　日

さくら市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び居宅介護（介護予防）住宅改修費の代理受領委任払に係る承諾書

　居宅要介護被保険者または居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）から介護保険の居宅介護福祉用具購入費若しくは介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）及び居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の代理受領委任の申し出があった場合は、要介護被保険者等からは保険給付分を除いた自己負担額の支払いを受け、保険給付分については、要介護被保険者等の委任に基づいて支給申請を行い、受領することを承認します。なお、福祉用具の販売及び住宅改修工事を行うに当たっては、次の事項を遵守します。

１　福祉用具購入費及び住宅改修費の事務取扱に関しては、関係法令及びさくら市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び居宅介護（介護予防）住宅改修費の支払方法の特例措置に関する要綱（平成23年さくら市告示第17号。以下「特例措置要綱」という。）を遵守すること。

２　要介護被保険者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該要介護被保険者等の心身の状況等を踏まえた適切な福祉用具の販売及び住宅改修を行えるよう努めること。

３　福祉用具の販売及び住宅改修を行うに当たっては、市及び居宅介護支援事業所等との連携に努めること。

４　要介護被保険者等から福祉用具の販売及び住宅改修の代理受領委任払の申し出があった場合は、その都度、その者が提示する介護保険被保険者証により被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間及び

介護保険給付の制限に関する規定の適用を受けていないことを確認する。

（裏）

５　特例措置要綱に基づく福祉用具の販売及び住宅改修に関する記録を整備し、完結の日から２年間保持すること。

６　正当な理由なく、受領委任払による福祉用具の販売及び住宅改修の施工を拒まないこと。

７　受領委任払により、福祉用具の販売及び住宅改修の施工を行うときは、その販売及び施工に係る見積書を作成して要介護被保険者等に発行し、了承を得ること。その際、見積書には、当該費用（保険給付分及び自己負担分の見込額の内訳を含む。）、販売又は施工事業者名及び連絡先を明記すること。

また、要介護被保険者等が複数事業者から見積りを取ることを希望する場合であっても、見積書を発行すること。

８　当該費用に関する見積書の記載事項に変更があった場合には、速やかに、その変更内容を当該要介護被保険者等に通知すること。

９　福祉用具購入費及び住宅改修費については、自己負担額の支払を要介護被保険者等より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また自己負担額を受領後、要介護被保険者等へ領収証を発行すること。

10　福祉用具購入費及び住宅改修費を受領委任払により受給する要介護被保険者等が次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を市に報告すること。

(１)　不当な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(２)　正当な理由なく、当該福祉用具購入又は住宅改修を行うにあたって必要な手続等に関して協力しないとき。

11　要介護被保険者等からの苦情があった場合、必要に応じて事実関係を確認するための訪問を行い、要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、市及び居宅介護支援事業者との協力により適切な対応を行うこと。

12　福祉用具の購入及び住宅改修の施工に伴い、登録事業者の責めに帰すべき事由により、要介護被保険者等の生命、身体及び財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、要介護被保険者等に対してその損害を賠償すること。

13　登録事業者の役員若しくは従業員又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た要介護被保険者等及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

14　業務概要等届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、新たに記載した業務概要等届出書を市長に届け出ること。